○地方公務員災害補償法第二条第九項及び地方公務員災害補償法施行規則第三条第四項の規定に基づき総務大臣が定める率を定める件の一部を改正する件（同一三一）　三二

○地方公務員災害補償法第二条第十一項及び第十三項の規定に基づき総務大臣が定める額を定める件の一部を改正する件（同一三二）　三三

○地方公務員災害補償法第三十六条第二項第二号並びに地方公務員災害補償法施行規則附則第三条の三第一項及び第二項並びに附則第五条の規定に基づき総務大臣が定める率を定める件の一部を改正する件（同一三三）

○地方公務員災害補償法第三十条の二第一項の規定に基づき総務大臣が定める金額を定める件の一部を改正する件（同一三四）　三三

○地方公務員等共済組合法附則第十四条の三第一項第二号に規定する総務大臣が定める基準を定める件（同一三五）

○地方公務員等共済組合法施行令附則第三十条の二の五第一項及び第二項第二号に規定する総務大臣が定める率を定める件（同一三六）

○地方公務員等共済組合法施行令第二十九条第三項の規定により地方公共団体が負担すべき金額に関する件の一部を改正する件（同一三七）

○地方公務員等共済組合法施行令第二十九条の二の二に規定する総務大臣が定めるところにより算定した額を定める件の一部を改正する件（同一三八）

○非常勤消防団員等に係る損害補償の基準を定める政令第六条の二第一項の規定に基づき総務大臣が定める金額を定める件の一部を改正する件（同一三九）

○地方公務員等共済組合法の長期給付等に関する施行法等の規定により地方公共団体等が負担する追加費用に関する件の一部を改正する件（同一四〇）　三三

○地方公務員等共済組合法の長期給付等に関する施行法等の規定により地方団体関係団体等が負担する追加費用に関する件の一部を改正する件（同一四一）

○地方公務員等共済組合法第百十三条第三項等の規定により地方公共団体が負担する費用に関する件の一部を改正する件（同一四二）　三四

○地方公務員等共済組合法第百十三条第三項等の規定により地方公共団体が負担する地方団体関係団体の職員に係る費用に関する件の一部を改正する件（同一四三）

○船舶自動識別装置及び簡易型船舶自動識別装置の技術的条件を定める件の一部を改正する件（同一四四）

○独立行政法人宇宙航空研究開発機構が政府出資等に係る不要財産を譲渡したときに国庫に納付すべき金額の算定基準等の一部を改正する件（**総務・文部科学**一）　三五

○基盤技術研究円滑化法第六条の規定に基づく民間において行われる基盤技術に関する試験研究の促進に関する基本方針の一部を改正する件（**総務・経済産業**一）

○消防学校の施設、人員及び運営の基準の一部を改正する件（**消防庁**七）

○消防学校の教育訓練の基準の一部を改正する件（同八）

○健康保険印紙の形式の一部を改正する件（**財務**一〇四）　三六

○株式会社日本政策金融公庫法第二十一条第一項第二号及び第四号の規定に基づき、同法第十一条第二項第二号に掲げる業務に係る取引が行われる場合における金銭の支払いその他の条件を定める件の一部を改正する件（**財務・農林水産・経済産業**二）　三七

○ヒトｉＰＳ細胞又はヒト組織幹細胞からの生殖細胞の作成を行う研究に関する指針の一部を改正する件（**文部科学**七五）

○国立大学法人法第三十五条において読み替えて準用する独立行政法人通則法第五十条の四第四項の営利企業等でその業務が国立大学法人等の事務又は事業と密接な関連を有するもののうち文部科学大臣が定めるものを定める件（同七六）　三八

○日本私立学校振興・共済事業団法第二十一条の二において読み替えて準用する独立行政法人通則法第五十条の四第四項の営利企業等でその業務が日本私立学校振興・共済事業団の事務又は事業と密接な関連を有するもののうち文部科学大臣が定めるものを定める件（同七七）

○社会通信教育を認定した件（同七八）

○文部科学省認定社会通信教育講座の廃止の件（同七九）　三九

○文部科学省認定社会通信教育講座の通信教育の名称の変更を許可した件（同八〇）

○核原料物質、核燃料物質又は放射性廃棄物の貯蔵又は処理を独立行政法人日本原子力研究開発機構に委託することができる者を指定する告示の一部を改正する告示（同八一）

○独立行政法人日本原子力研究開発機構に係る独立行政法人通則法第四十七条第二号に基づく金融機関の一部を改正する件（同八二）

○リサイクル研究開発促進交付金交付規則の一部を改正する告示（同八三）　三九

○高速増殖炉サイクル技術研究開発推進交付金交付規則の一部を改正する告示（同八四）　四〇

○独立行政法人日本原子力研究開発機構が処分する放射性廃棄物の量に相当するものの算定方法を定める告示の一部を改正する件（同八五）

○特定中性子線施設の共用の促進に関する基本的な方針の一部を改正する件（同八六）

○特定放射光施設の共用の促進に関する基本的な方針の一部を改正する件（同八七）

○特定高速電子計算機施設の共用の促進に関する基本的な方針の一部を改正する件（同八八）

○ヒト受精胚の作成を行う生殖補助医療研究に関する倫理指針の一部を改正する件（**文部科学・厚生労働**一）

○租税特別措置法施行規則第二十三条の五の三第二項第四号の規定に基づき文部科学大臣及び厚生労働大臣が定める事項の一部を改正する件（同二）　四一

○独立行政法人日本原子力研究開発機構が政府出資等に係る不要財産を譲渡したときに国庫に納付すべき金額の算定基準等の一部を改正する件（**文部科学・経済産業**一）

○広報・調査等交付金交付規則の一部を改正する告示（同二）

○交付金事務等交付金交付規則の一部を改正する告示（同三）

○著作権法施行令第五十七条の七第一項の規定に基づき、一般社団法人私的録画補償金管理協会から補償金関係業務の廃止の届出があった件（**文化庁**一八）

（以下次のページへ続く）